

令和元年度

定期監査結果報告書

伊賀南部環境衛生組合監査委員

伊南環監第18号
令和元年12月24日

伊賀南部環境衛生組合
管 理 者 様
議 会 議 長 様
公平委員会委員長 様

伊賀南部環境衛生組合
監査委員 菅 生 治 郎
同 川 上 善 幸

令和元年度定期監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、令和元年度の定期監査を執行したので、その結果を同条第9項の規定により報告します。

監査の概要

1. 監査実施日

令和元年 11 月 6 日

2. 監査の種類

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づく監査（定期監査）

3. 監査の対象年度

令和元年度（4 月～9 月）

4. 監査の方法

本年度の定期監査は、平成 30 年度実績を踏まえ、令和元年度の監査実施時点までの事務事業について、あらかじめ提出を求めた資料に基づき関係職員の説明を聴取し、関係帳簿、証書類の監査を行った。

5. 監査の主眼

予算及び事務事業の執行が計画的、効率的に行われているか、収入の確保が適正に行われているか、支出は経済的、効果的に行われているか、違法、不当な会計処理がなされていないか、契約、検収事務が適正に行われているかなどを主眼において監査を実施した。

6. 監査の結果及び所見

（1）業務実績

平成 30 年度のごみ収集実績は、粗大ごみが 924 t で前年度より増加したが、可燃ごみが 18,211 t、不燃ごみが 1,866t、資源ごみが 2,105t で前年度より減少したので、ごみの総量としては小型家電 1t を含め 23,107t で前年度比 339t(1.4%)の減少となった。また、し尿処理、浄化槽汚泥の処理については、し尿処理が 3,476k1、浄化槽汚泥の処理が 35,586k1 でともに前年度より減少し、し尿、汚泥処理量全体では 39,062k1 で前年度比 1,558k1（3.8%）の減少となった。

(2) 結果及び所見

財務に関する事務については、提出資料、証拠書類を照合点検したところ、計数は符合し、適正に処理されていると認められた。

また、事務処理上の軽易な事項については、その都度、口頭で指摘し、改善を要請した。なお、特筆すべき点は次に述べるとおりである。

当該監査の結果により措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、当該措置に係る報告書を提出されたい。

- 工事・修繕、委託については、競争入札による契約を基本とし、安易な随意契約は慎まされたい。
- 退職不補充の中で正規職員の割合が低下しており、職員一人一人の負担は増しているものと酌量するが、業務の委託に際しては、まずは効率・効果的な人員配置や業務分担を進め、業務内容についても再点検を行い、安全性を確保したうえで必要最小限の委託内容に厳選することで経費節減に努められたい。
- 委託業者の測定データ改ざんをはじめ火災事故や死亡事故も発生している。施設管理においては、委託業者と情報共有をしっかりと行い、適時・適切にその執行を管理し、再発防止の為、安全管理強化の徹底に努められたい。
- 火災事故による復旧整備については、早急に進めなければならないが、修繕計画や整備計画も勘案しつつ、より合理的な手法を十分に検討されたい。
- クリーンセンター施設については、操業期限までの修繕計画も含めた施設の整備方針について十分に検討を行い、協定による操業期限を見据え、構成市と早急に整備計画の協議を進められたい。